

近年の農業農村整備事業主な制度の推移（平成15年～）

年 号	事 項	説 明
平成 15 年	経営体育成基盤整備事業の創設	地域における経営体の育成、農地利用集積、農地整備の状況等を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施（区画整理、農業用排水路、農道、暗渠排水、客土）する。
	経営体育成促進事業の創設	基盤整備の実施を契機として、担い手への農地の利用集積を促進し、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、土地利用調整、担い手農地集積、高生産性農業集積促進、大区画ほ場高度利用促進、大区画ほ場促進支援、集落農業機械利用再編事業を実施する。
	土地改良長期計画の策定	平成 15 年度～19 年度まで
平成 16 年	地域水田農業支援緊急整備事業の創設	地域の水田農業全体のビジョンを実現するために、地域の特性に応じた水田の有効活用や地域農業の振興に資することを目的とし、農用地造成（畑転換含む）又は改良、暗渠排水、客土、区画整理、農業用排水施設、農道整備、農用地保全、土壌改良、営農用水、農業集落環境管理施設が行える事業を実施する。
平成 17 年	北海道農業農村整備推進方針の策定	本道農業農村の持続的発展のため、地域資源が持つ機能が発揮される。豊かな農村空間の創造に向けた整備方針を策定。 <ul style="list-style-type: none"> ■いのちの源「食」の生産をささえる。 ■多様な担い手と地域をささえる。 ■豊かな農村環境をささえる。 この3つに重点化した取り組みを展開。
	畜産環境総合整備事業 畜産環境総合整備統合補助事業の創設	環境と調和のとれた持続的農業の展開と農業の多面的機能の発揮が求められる状況で、家畜排せつ物処理施設、たい肥の還元用草地等の整備を一体的に実施し、畜産を核とする資源リサイクルシステムの構築を図る。 また、地方分権の推進を図る観点から、公共団体の自主性を活かした「統合補助事業」を実施する。
	都道府県営草地整備事業の創設	飼料自給率の向上と飼料生産コスト低減を図るため、既存草地の大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備や公共牧場の再編整備を実施する。
	元気な地域づくり交付金の創設	農地基盤整備対策から都市農山漁村交流対策まで幅広く地域の創意・工夫・自主性のもとで、農林水産業を核とした地域振興に向けた様々な活動を支援する制度を創設。
	道整備交付金の創設 汚水処理施設整備交付金創設	地域自らの発想（計画）による地域再生等のとりくみを支援する観点から、汚水処理施設整備、道路整備に係る関係省庁が連携し、地域の経済基盤強化や生活環境整備を実施する。
平成 18 年	農地の防災機能増進事業の創設	農地には雨水を一時的に貯留し、下流域の湛水を防止し、土砂崩壊や土壌浸食を防ぐなど国土保全機能を有している。農地の防災機能を増進させるために、地域住民による「地域防災施設管理計画」作りを支援し、雨水貯留のため

		の畦畔の補強・嵩上げなどの整備を実施する。
	特定農業用管水路等特別対策事業の創設	平成 17 年 7 月「石綿障害予防規則」が施行、石綿を含有する製品の交換が事業者の責務として明記された。農業用水路や農業施設には石綿製品が多く採用されており、その老朽化等による破損等から農業者の健康を害する恐れが懸念される。石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定を図るため、石綿製品の利用実態調査、点検、診断を緊急的に実施するとともに、必要な対策を実施する。
	持続的農業農村づくり促進特別対策事業（第 3 期パワーアップ）	本道農業・農村の持続的発展に向け、生産基盤整備等に地域農家が積極的に取り組めるよう、農家負担の軽減を行う（18～22 年度）。
平成 19 年	基幹水利施設ストックマネジメント事業の創設	基幹的農業水利施設は安定的な食料供給に欠かせない社会資本ストックとなっているが、多くは今後順次更新時期を迎えるため、施設の長寿命化などによる既存ストックの有効活用を図ることが不可欠となっている。そのため、長寿命化を図るため、国営、道営事業で造成された施設の機能診断、予防保全計画作成、計画に基づく対策工事を一貫して実施し、予防保全対策を本格的に実施・促進する事業の創設。
	農業用水水源地域保全対策事業の創設	良質な農業用水の安定的な供給と国土保全のため、農業生産地域の水源地域において、農業用水の安定供給に資する水源林の整備等や農業用水と水源林に係る理解を深める普及促進活動等を実施する。（実施期間～平成 24 年度）
平成 20 年	経営体育成基盤整備事業（農地集積加速化基盤整備）	担い手の経営規模拡大による効率的営農の実現を図るため、面的なまとまりを重視した農地の利用集積を促進する基盤整備と関連事業を実施する。
	地域水ネットワーク再生事業の創設	地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全し、地域住民と農業者が一体となって農業水利施設を維持、管理していく体制を構築するため、施設を活用して環境用水等、新たな用水の取得を支援する事業を創設した。
	国営緊急農地再編整備事業の創設	国が主体となって、農地の土地利用の再編、担い手への農地集積を進め、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の解消と発生防止による優良農地確保を図るために、区画整理等基盤整備を実施する事業制度を創設した。
	土地改良長期計画の策定	平成 20 年度～24 年度まで
平成 21 年	地域農業水利施設ストックマネジメント事業の創設	安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図るため、団体事業等で造成された農業水利施設を効率的に活用し、施設の長寿命化などを図る手法を用いて、農業水利施設のきめ細やかで効率的な更新を実施する事業を創設した。
平成 22 年	北海道農業農村整備推進方針の改訂	基盤整備予算の削減や農業水利施設の戦略的保全管理などの課題に対応して見直し。
	農山漁村地域整備交付金	地域の自由な創意工夫を生かした農山漁村地域の総合的

		<p>な整備を進めるため、自治体が自ら策定した地域の整備計画に基づき、農業農村、森林、水産各分野の公共事業を自由に選択し、総合的整備を実施する交付金制度を創設した。</p> <p>PCB はその毒性が社会問題化し、昭和 47 年以降製造は中止されたが、処理は行われず環境汚染が懸念されている。平成 13 年「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、土地改良施設に係る PCB 廃棄物の適正な処理を促進する必要から、処理施設への運搬経費を助成する事業を創設した。</p>
平成 23 年	<p>土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業の創設</p> <p>国営施設機能保全事業の創設</p> <p>地域自主戦略交付金の創設</p> <p>戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業の創設</p> <p>農業体質強化基盤整備促進事業（非公共）</p> <p>食料供給基盤強化特別対策事業（第 4 期パワーアップ）</p>	<p>食料の安定的な生産の基礎となる水利施設の安定的な機能の発揮と施設のライフサイクルコスト低減を図るため、国が造成した基幹的水利施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策として、補修・補強等を着実に実施する事業を創設した。</p> <p>地方公共団体が対象事業から自主的に事業を選択して事業実施計画を作成。この計画に基づき、国からの交付金を活用して地域の実情に即した効率的な整備を推進する、地域の自由裁量を拡大する交付金制度を創設した。</p> <p>戸別所得補償制度の本格実施年度に当たり、平成 23 年度緊急的に排水不良の解消、部分的な施設の改修整備等、戦略作物等の生産拡大の支障を取り除くための、きめ細やかな生産基盤整備を実施する。</p> <p>農業集積の加速化や農業の高付加価値化等によって、農業の体質強化を図るため、支障となる農地の区画狭小、排水不良、農業用水の不足等の農業生産基盤課題にきめ細かく対応する事業を創設した。また自力施工等による簡易な二次的整備を促進するために、定額助成制度を導入した。</p> <p>食糧供給基盤である農地の潜在力を最大限発揮させる整備の促進に向け、異常気象に備える排水対策の強化や農地利用の効率化に取り組む農業者の負担軽減を行う（平成 23～27 年度）。</p>
平成 24 年	<p>国営施設応急対策事業の創設</p> <p>土地改良長期計画の策定</p>	<p>国が造成した基幹的水利施設を対象に、不測の事故が発生した場合の二次被害防止等に必要な初動対策を応急対策として実施した上で、補修・補強までを国営土地改良事業として実施する。</p> <p>平成 24 年度～28 年度まで（東北大震災等から 1 年前倒し策定）</p>
平成 25 年	<p>農業競争力強化基盤整備事業・農業基盤整備促進事業の拡充</p>	<p>農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積や農業の高付加価値等を推進するために、集積率に応じた促進費の交付事業及び農地中間管理機構等と連携したきめ細かな農地・農業水利施設の整備を実施する。</p>

平成 26 年	日本型直接支払い制度の創設	農地・水管理支払いを見直し、多面的機能や地域資源の質的向上を支える共同活動を支援する「多面的機能支払」が創設され、さらにこれと「中山間地域等直接支払」、「環境保全型農業直接支援」を日本型直接支払いと位置づけ法制化し平成 27 年度から実施。
	土地改良通年施行への支援対策	平成 25 年度補正で平成 26 年度通年施行の調整経費を既存のソフト事業（農業経営高度化促進事業）の対象とする制度拡充がされた。
平成 27 年	農地耕作条件改善事業の創設（非公共）	担い手への農地集積・集約化を加速するために区画拡大や暗渠排水の耕作条件の改善を機動的に進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・整備済みの農地の簡易な整備 ・きめ細やかな基盤整備
平成 28 年	T P P 関連農業農村整備対策の創設（27 年度補正）	「T P P 関連政策大綱」に即し、農畜産業の体質強化に向けた競争力向上に必要な生産基盤整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・農地の更なる大区画化・汎用化の推進 ・水田の畑地化、畑地・緩園地の高機能化等の推進 ・畜産クラスターを後押しする草地整備の推進
	農業競争力基盤強化特別対策（第 5 期パワーアップ）	本道農業の競争力強化に向け、生産コストの低減に必要な大区画化や異常気象対策、水利施設の長寿命化などの整備を促進するため、農家負担の軽減を行う特別対策を実施する（28～32 年度）。
	新たな土地改良長期計画の策定	平成 28 年度～32 年度まで（超高齢化・人口減少、T P P 等に対応するため 1 年前倒し策定）
平成 29 年	中山間地農業ルネッサンス事業の創設	中山間地の特色を活かした取り組みを各種関連事業の優先枠の設定や制度の拡充等により総合的に支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化基盤整備事業の農地整備事業に中山間傾斜農地型を創設するとともに、高収益作物を導入する担い手を育成するための支援事業を追加。
平成 30 年	土地改良施設突発事故復旧事業の創設	パイプラインの破裂など土地改良施設の突発事故に迅速かつ機動的に対応するため、農業者の申請・負担を原則求めない復旧事業により被害の防止を図る。（直轄、補助）
	農地中間管理機構関連農地整備事業の創設（農業競争力強化基盤整備）	農地中間管理機構が借り入れている農地を整備事業の創設農業者の申請・同意・負担によらず、都道府県が大区画化等の農地整備を実施する。
	水利施設等保全高度化事業の創設（農業競争力強化基盤整備）	農業水利施設の長寿命化に加え、パイプライン化・ICT 化等による水利用や管理の効率化・省力化に向けた整備を実施し、農業の高付加価値化と農地集積等を推進する。
	農業水路等長寿命化・防災減災事業の創設（非公共）	農業水利施設の安定的な機能発揮に必要な長寿命化・防災減災対策をきめ細かく推進するとともに、調査・計画策定やハザードマップ作成などを支援する。
	国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）の拡充	突発事故・異常気象に対応した調査・計画策定等を追加するとともに事業期間を延長する。（平成 30～34 年）

令和元年 (平成 31 年)	防災・減災、国土強靱化 3 カ年 緊急対策	近年の自然災害による重要インフラの機能喪失に対応して、ため池や農業水利施設等の緊急対策を 3 年間で集中的に実施。 [対策期間等] 2018 から 20 年度までの 3 年間、初年度の対策は 18 年度第 2 次補正予算により対応し、19 年度当初予算及び 20 年度は当初予算の「臨時・特別の措置」を活用。
令和 2 年	団体営事業のガイドライン設定	団体営事業に係るガイドラインを設定し、公共事業等債等の対象とする。
令和 2 年	中山間地域農業農村総合整備事業の創設	中山間地域の特色を活かした営農の確立のため、生産基盤の整備と生産・販売施設等の整備を一体的に実施。
	国営豪雨災害対策一体型かんがい排水事業の創設	老朽化・機能向上対策と豪雨災害対策を一体的に実施。
	国営総合農地防災事業の豪雨災害対策型の創設	豪雨被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない農業水利施設の機能向上を実施。
	国営農地再編整備事業の次世代農業促進型の創設	大規模農業地域において、集中的に農地の集積・集約、大区画化を進め、自動走行農機の導入による省力化、高収益作物の作付け拡大をはかる。
令和 3 年	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業（第 6 期パワーアップ）	多様な人材が力を発揮し持続可能な本道農業を確立するため、農業者が必要な生産基盤整備に積極的に取り組めるよう、道と市町村が連携して農家負担を軽減する特別対策を実施する。（令和 3 年度～7 年度）
	国営農地再編整備事業に草地整備型の創設	牧草・飼料作物の生産のスマート化や飼料生産組織による牧草・飼料作物生産の外部化等を促進することにより、畜産・酪農経営の規模拡大と所得向上を図る。
	国営総合農地防災事業に防災重点農業用ため池緊急整備型の創設	大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨・耐震化対策等を実施。
	防災重点農業用ため池緊急整備事業の創設	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を実施。
	水利施設管理強化事業の創設	国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図る。
	土地改良長期計画の策定	令和 3 年度～7 年度まで（持続的に発展する農業と多様な人が住み続けられる農村の実現に向けて） 政策課題①生産基盤の強化による農業の成長産業化 ②多様な人が住み続けられる農村の振興 ③農業・農村の強靱化